

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養及び自宅療養に係るマニュアル等の改訂について

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年5月29日付け事務連絡）においてお示ししたとおり、同日付けで、宿泊療養の解除に関する考え方が改正されました。また、「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」（令和2年5月29日健感発0529第2号）別紙において、新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査については、これまでの感染症発生動向調査システムに代えて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）により、発生届の内容等の関係情報の入力を行うこととし、その留意事項について「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」（同日付け事務連絡）によりお示ししたところです。

これらを踏まえ、今般、下記のとおり、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」等について改訂しましたので、送付します。

各都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、前述の事務連絡の内容とあわせて、御了知いただき、その取扱いに遺漏のないよう御対応をお願いします。

記

- (1) 令和2年4月2日付けでお示しした「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」について、別添1のとおり改訂し、第2版とする。
- (2) 令和2年4月23日付けでお示しした「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第1版）」の別添1について、別添2のとおり改訂する。
- (3) 令和2年5月1日付けでお示しした「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第1版）」について、別添3のとおり改訂し、第2版とする。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）別添「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」

新	旧
<p>4. 宿泊施設等における対応</p> <p>(2) 宿泊中の対応</p> <p>③健康管理</p> <p>・看護師・保健師は、居室へ1日1回は電話等により連絡し、健康状態を確認。確認に当たっては、入居時に配布する健康観察票（健康管理アプリ等も可）の項目に基づき、宿泊軽症者等から聞き取りを行う¹。聞き取った内容は、健康観察票と同じ様式に記録する。（様式7）</p> <p><u>記録等に当たっては、必要に応じ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>4. 宿泊施設等における対応</p> <p>(2) 宿泊中の対応</p> <p>③健康管理</p> <p>・看護師・保健師は、居室へ1日1回は電話等により連絡し、健康状態を確認。確認に当たっては、入居時に配布する健康観察票（健康管理アプリ等も可）の項目に基づき、宿泊軽症者等から聞き取りを行う¹。聞き取った内容は、健康観察票と同じ様式に記録する。（様式7）</p> <p>（略）</p> <p><u>1 なお、厚生労働省としては、宿泊療養等中の患者のフォローアップを効率的に実施するための ICT ツールの開発を現在進めているところであり、全国的に利用できるようになった段階でお知らせする予定。また、他の ICT ツールについても即時に無償で利用できるもの等について既に都道府県等に対して情報を共有しているところであり、必要に応じて活用して可。</u></p>

5. 施設利用者の退所

(1) 退所基準

- ・発症日から 14 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に、宿泊軽症者等に帰宅可能である旨を伝える。
 - ・なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。
 - ・その際、解除されるまでの期間は、保健師・看護師による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。
- ※「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和 2 年 5 月 29 日付事務連絡）を参照のこと。

以下 略

5. 施設利用者の退所

(1) 退所基準

- ・原則として、退院基準と同様の基準により、宿泊療養を解除。基準を満たすことが確認されたときに、宿泊軽症者等に帰宅可能である旨を伝える。
- ・※退院については、症状の軽快が確認されてから 24 時間後に PCR 検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から 24 時間以後に再度検体採取を実施。2 回連続で PCR 検査での陰性が確認された場合に、退院可能。
- ・ただし、宿泊療養中・自宅療養中の軽症者等に PCR 検査を実施する体制をとることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じるおそれがある場合には、宿泊療養を開始した日から 14 日間経過したときに、解除することも可能。その際、当該 14 日間も、保健師・看護師による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。
- ・PCR 検査については、体温や自覚症状等を把握した上で、軽快していると保健医療班において考えられる場合は、帰国者・接触者外来等 PCR 検査実施可能な医療機関と調整の上、搬送し、医師の判断により、検査を実施する。なお、適切な感染防御を行った上で、医師が宿泊施設に赴いて検体採取することも可能とする（2（1）【ゾーニングに対する考え方】参照）。

以下 略

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第1版）の送付について」（令和2年4月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）別添「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第1版）」

新	旧
<p>別添1 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養対応業務運営マニュアル（例）</p> <p>4. 各担当の業務内容</p> <p>（4）入退所対応・管理担当</p> <p>③退所手続き サージカルマスク、手袋、眼の防護具</p> <p>・医師・看護師等による健康観察等の結果、退所可能とされた場合、入所者は、退所することができます。</p> <p>（参考）新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（厚生労働省）抜粋 退所基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、</u>宿泊軽症者等に帰宅可能である旨を伝える。 ・<u>なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、か</u> 	<p>別添1 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養対応業務運営マニュアル（例）</p> <p>4. 各担当の業務内容</p> <p>（4）入退所対応・管理担当</p> <p>③退所手続き サージカルマスク、手袋、眼の防護具</p> <p>・医師・看護師等による健康観察等の結果、退所可能とされた場合、入所者は、退所することができます。</p> <p>（参考）新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（厚生労働省）抜粋 退所基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原則として、退院基準と同様の基準により、宿泊療養を解除。基準を満たすことが確認されたときに、</u>宿泊軽症者等に帰宅可能である旨を伝える。 ・<u>※退院については、症状の軽快が確認されてから24時間後にPCR検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取</u>

つ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。

- ・その際、解除されるまでの期間は、保健師・看護師による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。

※「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年5月29日付事務連絡）を参照のこと。

以下 略

から24時間以後に再度検体採取を実施。2回連続でPCR検査での陰性が確認された場合に、退院可能。

- ・ただし、宿泊療養中・自宅療養中の軽症者等にPCR検査を実施する体制をとることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じるおそれがある場合には、宿泊療養を開始した日から14日間経過したときに、解除することも可能。その際、当該14日間も、保健師・看護師による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。

以下 略

新旧対照表

別添3

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第1版）の送付 について」（令和2年5月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）別添「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第1版）」

新	旧
<p>1. 自宅療養の事前準備</p> <p>(4) 自宅療養（フォローアップ）に関する準備</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>フォローアップに当たっては、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を積極的に活用されたい。</u></p> <p>(略)</p> <p>3. 自宅療養の開始</p> <p>(3) 自宅軽症者等に対する医療の提供</p> <p>③費用負担について</p> <p>(略)</p>	<p>1. 自宅療養の事前準備</p> <p>(4) 自宅療養（フォローアップ）に関する準備</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>フォローアップに当たっては、厚生労働省としては、自宅療養中の患者のフォローアップを効率的に実施するための新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（仮称）の開発を現在進めているところであり、全国的に利用できるようになった段階でお知らせする予定である。また、他のICTツールについても即時に無償で利用できるもの等について既に都道府県等に対して情報を共有しているところであり、必要に応じて活用されたい。</u></p> <p>(略)</p> <p>3. 自宅療養の開始</p> <p>(3) 自宅軽症者等に対する医療の提供</p> <p>③費用負担について</p> <p>(略)</p>

- 当該交付金は、都道府県が交付対象であるため、保健所設置市及び特別区においては、①により把握した受診等の状況（受診した自宅軽症者等の氏名等及び受診医療機関名）について、適宜、都道府県に情報共有することが必要である。なお、当該情報共有は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用して行っても差し支えない。

(5) 自宅療養の解除

- 発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、自宅療養は解除されることになる。
- なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。
- その際、解除されるまでの期間は、都道府県等による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。
- ※「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年5月29日付事務連絡）を参照のこと。

別添2 自宅療養をされる皆様へ

2 自宅療養中の健康観察について

- 療養の解除については、保健所が判断します。原則、発症日から14日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過したときに、解除します。

- 当該交付金は、都道府県が交付対象であるため、保健所設置市及び特別区においては、①により把握した受診等の状況（受診した自宅軽症者等の氏名等及び受診医療機関名）について、適宜、都道府県に情報共有することが必要である。なお、当該情報共有は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（仮称）を活用して行っても差し支えない。

(5) 自宅療養の解除

- 原則として、症状の軽快が確認されてから24時間後にPCR検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から24時間以後に再度検体採取を実施。2回連続でPCR検査での陰性が確認されたときに、自宅療養は解除されることになる。
- ただし、自宅軽症者等にPCR検査を実施する体制をとることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じるおそれがある場合には、自宅療養を開始した日から14日間経過したときに、解除することも可能とされている。その際、当該14日間も、都道府県等による毎日の健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院対応を行う。

別添2 自宅療養をされる皆様へ

2 自宅療養中の健康観察について

- 療養の解除については、PCR検査の結果等を踏まえ、保健所が判断します。又は、療養開始から14日経過したときに、症状に大きな変化がない場合、解除します。

以上

以上